

(別紙)

随意契約及び比較見積を省略する理由書

案件名：一級河川 神崎川 出来島水門外直流電源盤修繕工事

本工事は、出来島水門直流電源盤にて発生している、内部基板の不具合による電圧異常解消を目的として、内部基板を取り替える工事である。併せて同機能を有する旧猪名川排水機場直流電源盤の内部基板を予防保全的に取り替える。

本工事を行うためには、当該設備の詳細設計図面・設計資料に関する専門知識を有し、機能、構造に精通していることが求められる。

また、製作会社以外の者に実施させた場合、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる。

以上のことから、当該設備の設計・製作・据付を実施した株式会社明電舎関西支社から保守点検・補修工事等メンテナンス部門を受け継いだ株式会社明電エンジニアリング大阪営業所以外にその能力を有するものがないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものとする。

なお、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を省略するものとする。